

付録

付録 1：アンケート調査票（自治体） p2～p13

付録 2：アンケート調査票（中間処理業者） p14～22

付録 3：アンケート調査票（最終処分業者） p23～31

付録 4：税金の用途事業の分類について p32～p45

付録1 アンケート調査票（自治体）

～産業廃棄物税に関する取組 ご担当者の皆様へ～
産廃税条例に関してご教示のお願い

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

滋賀県立大学 環境科学部 4回生 鈴鹿友之と申します。

現在、「産廃税条例の実施実態の把握と効果の検証」

というテーマで卒業研究を進めております。これまでに文献調査等をしてきましたが、より深く産廃税条例の実施実態を把握し、産廃税条例の効果を明らかにするために、産廃税条例を施行している地方自治体様に対してアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき（ご教示可能な範囲で結構でございます）、

9月 日までに鈴鹿 (zv13tsuzuka@ec.usp.ac.jp) まで返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 8 月 日

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科

金谷研究室 4回生 鈴鹿友之(調査担当者)

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749-28-8279

FAX：0749-28-8349

E-Mail：zv13tsuzuka@ec.usp.ac.jp

携帯電話：090-5163-0965

ご教示していただくにあたって

- ご回答は、特に断りのない場合には当てはまる記号を一つだけ□でお囲みください。
- 質問によっては「その他（ ）」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、（ ）内に具体的な内容についてご教示ください。
- なお、このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の鈴鹿まで、お電話・FAXまたはE-Mailにてご連絡いただきますようお願い致します。
- 関連する資料がございます場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	()
都道府県名	()
ご担当部署	()
お電話	()
FAX	()
メールアドレス	()

なお、アンケートにご協力いただいた地方自治体の方のうち、調査結果の送付を希望される方には卒業論文完成後(平成23年3月中旬)に、卒業論文の要旨を送付させていただきます。

卒業論文要旨の返送を希望されますか。

- A. 希望する (郵送)
- B. 希望する (メール添付)
- C. 希望しない

1 産業廃棄物の量について

問1 県内で発生した産業廃棄物の排出量・中間処理量・減量化量・再生利用量・最終処分量の推移をご教示ください。お手数ですが、表1にご記入いただくと幸いです。

表1. 産業廃棄物の排出量・中間処理量・減量化量・再生利用量・最終処分量の推移
(単位：千 t)

年度	排出量	中間処理量	減量化量	再生利用量	最終処分量
12年度					
13年度					
14年度					
15年度					
16年度					
17年度					
18年度					
19年度					
20年度					
21年度					

問2 産業廃棄物の県内流入量と県外流出量の推移をご教示ください。お手数ですが、表2・表3にご記入いただくと幸いです。

表2. 産業廃棄物の県内流入量の推移
(単位：千 t)

年度	流入量	流入量の内訳
記入例	1000	東京から(600)、千葉から(300)、埼玉から(100)
12年度		
13年度		
14年度		
15年度		
16年度		
17年度		
18年度		
19年度		
20年度		
21年度		

表 3. 産業廃棄物の県外流出量の推移

(単位：千 t)

年度	流出量	流出量の内訳
記入例	1000	東京へ (600)、千葉へ (300)、埼玉へ (100)
12 年度		
13 年度		
14 年度		
15 年度		
16 年度		
17 年度		
18 年度		
19 年度		
20 年度		
21 年度		

2 産廃税条例の税収等について

問1 産廃税条例導入年度からの税収の推移をご教示ください。お手数ですが、表 4 にご記入いただくと幸いです。

表 4. 産廃税条例の税収の推移

(単位：千円)

年度	税収
14 年度	
15 年度	
16 年度	
17 年度	
18 年度	
19 年度	
20 年度	
21 年度	

問 2 産廃税条例導入年度からの徴税経費をご教示ください。お手数ですが、表 5 にご記入いただくと幸いです。

表 5. 産廃税条例の徴税経費 (単位：千円)

年度	徴税経費
14 年度	
15 年度	
16 年度	
17 年度	
18 年度	
19 年度	
20 年度	
21 年度	

問 3 産廃税条例の税収の使途事業と事業内容、これまでに事業に費やした金額の合計をご教示ください。お手数ですが、表 6 にご記入いただくと幸いです。(次のページにも続きます)

表 6. 産廃税条例の税収の使途事業と事業に費やした金額

税収の使途目的	事業名	事業内容	事業に費やした金額の合計 (単位：千円)
産業廃棄物減量・リサイクルの推進等	例：ゼロエミッション推進事業	県内企業のゼロエミッション活動を推進するために、相談事業、技術研究会支援事業等を実施する。	18,000
資源化施設等の整備推進等			

税収の使途目的	事業名	事業内容	事業に費やした金額の合計（単位：千円）
資源化施設等の整備推進等			
不法投棄対策の推進等			
企業への支援事業費等			
その他			

問 4 補助金を交付する際の審査の結果、これまでに何件申請があつて何件審査が通っているのかご教示ください。お手数ですが、表 7 にご記入いただけると幸いです。

表 7. 産廃税条例の税収の使途事業に関する申請件数と審査が通った件数について

年度	例：産業廃棄物減量化技術開発事業			
平成 14 年度	6 件中 1 件			
平成 15 年度	8 件中 3 件			
平成 16 年度	12 件中 1 件			
平成 17 年度	9 件中 3 件			
平成 18 年度	16 件中 4 件			
平成 19 年度	11 件中 2 件			
平成 20 年度	8 件中 2 件			
平成 21 年度	13 件中 3 件			
年度				
平成 14 年度				
平成 15 年度				
平成 16 年度				
平成 17 年度				
平成 18 年度				
平成 19 年度				
平成 20 年度				
平成 21 年度				

問 5 産廃税条例の税収から補助金を交付する際の要綱等は入手可能でしょうか。入手可能であれば入手方法をご教示ください。

- A. 要綱等は入手可能（入手方法： _____）
- B. 要綱等は入手不可能
- C. その他（ _____）

3 産廃税条例の見直しについて

問 1 産廃税条例は 3 年あるいは 5 年を目途に見直しを行うということですが、見直しの結論はどのようになりましたか。

- A. 現状維持
- B. 内容変更
- C. その他 ()

問 2 問 1 で B か C とお答えされた方にお聞きします。変更の具体的な内容をご教示ください。

問 3 産廃税条例の見直しの議論の報告書等がありますか。

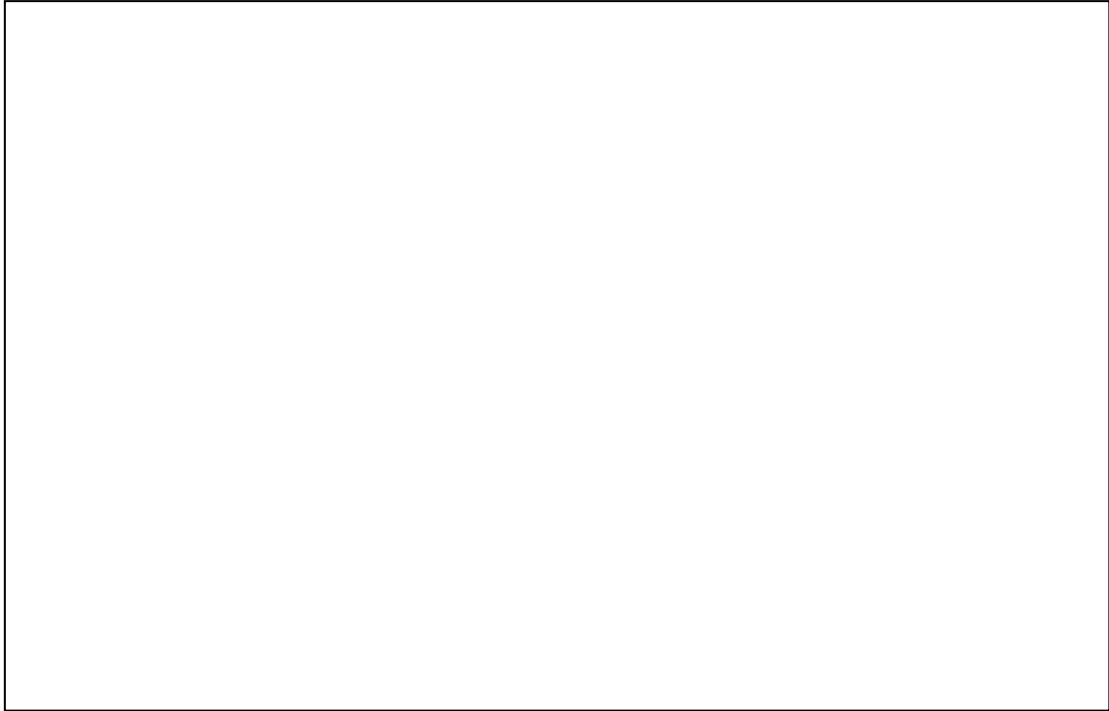
- A. 報告書等あり
- B. 報告書等なし
- C. その他 ()

問 4 問 3 で A とお答えされた方にお聞きします。産廃税条例の見直しの議論の報告書等は入手可能でしょうか。入手可能であれば入手方法をご教示ください。

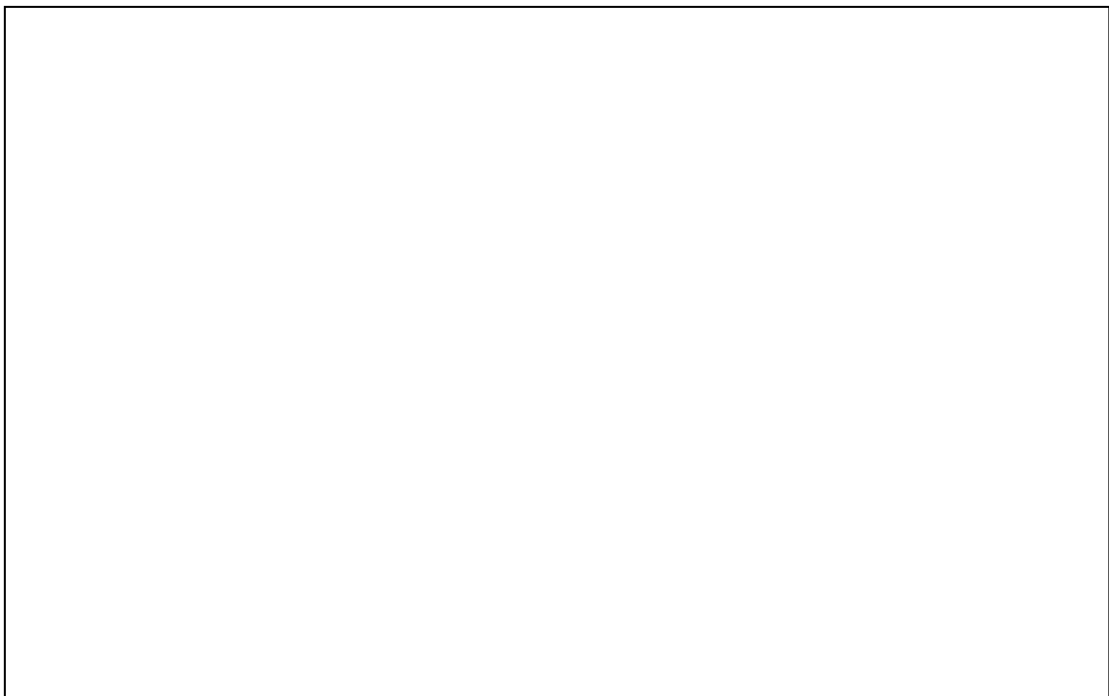
- A. 報告書等は入手可能 (入手方法:)
- B. 報告書等は入手不可能
- C. その他 ()

4 産廃税条例の効果・課題等について

問1 産廃税条例を施行したことで、どれだけの効果(成果)が出ていると考えていますか。効果の内容をご教示ください。



問2 産廃税条例の見直しの際等に、産廃税条例の課題としてどのようなことが出てきていますか。課題の内容をご教示ください。



問3 産廃税条例に関して、これまでに排出事業者・処理業者からの要望等がありましたか。もしあれば、その内容をご教示ください。

5 産廃税条例を施行する際の調整等について

問1 産廃税条例を採用するにあたって、他の都道府県と事前に協議等をして調整がなされましたか。

A. 調整がなされた

B. 調整はされていない

C. その他 ()

問2 問1でAとお答えされた方にお聞きします。具体的にどのような調整がなされましたか。

問3 産廃税条例を採用するにあたって、他の都道府県の産廃税条例を参考にされましたか。もし参考にした都道府県の産廃税条例があれば、都道府県名をご教示ください。

()

参考：産廃税条例を施行している地方自治体

施行期日	地方自治体名
平成14年4月1日	三重県
平成15年4月1日	鳥取県 岡山県 広島県
平成15年10月1日	北九州市
平成16年1月1日	青森県 岩手県 秋田県 滋賀県
平成16年4月1日	新潟県 奈良県 山口県
平成17年4月1日	宮城県 京都府 島根県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
平成18年4月1日	福島県 愛知県 沖縄県
平成18年10月1日	北海道 山形県
平成19年4月1日	愛媛県

付録2 アンケート調査票（中間処理業者）

～産業廃棄物税に関するアンケート 中間処理業者様へ～
産廃税条例に関してご教示のお願い

滋賀県立大学 環境科学部 4回生 鈴鹿友之と申します。

現在、「産廃税条例の実施実態の把握と効果の検証」

というテーマで卒業研究を進めております。これまでに文献調査や地方自治体へのアンケート調査等をしてきましたが、より深く産廃税条例の実施実態を把握し、産廃税条例の効果を明らかにするために、近畿圏で産廃税条例を施行している三重県・滋賀県・奈良県・京都府に所在する中間処理業者・最終処分業者様に対してアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき（ご教示可能な範囲で結構でございます）

鈴鹿（zv13tsuzuka@ec.usp.ac.jp）まで返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 月 日

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科

金谷研究室 4回生 鈴鹿友之(調査担当者)

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749-28-8279

FAX：0749-28-8349

E-Mail：zv13tsuzuka@ec.usp.ac.jp

携帯電話：090-5163-0965